平成２４年（フ）第２９号
静岡県御前崎市比木6271番地の３　第二富士見荘Ｃ号
債務者　大槁　祐也
１　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
静岡市清水区長崎339番地　プレジール長崎201号
債務者　福田小百合
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４３号
静岡市駿河区小鹿369番地の１　コーポサンＢ202号、旧住所静岡市葵区三番町６番地の１
債務者　服部　公雄
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０７号
静岡県磐田市千手堂984番地１
債務者　青島ちえ子
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
静岡県磐田市立野2016番地２　ビラージュふじ102
債務者　大瀬良恭子
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
静岡県浜松市西区古人見町1538番地の３　瞳ケ丘Ｃ１―202号
債務者　南　　悦子
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０４号
千葉県茂原市六ツ野1059番地13
破産者　福澤　　猛
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
千葉県香取市佐原イ1715番地
破産者　株式会社マツモトヤ
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３２５６号
愛知県瀬戸市品野町４丁目394番地
破産者　合資会社大文建設
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３号
名古屋市中村区太閤４丁目15番７号
破産者　中部印刷株式会社
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４０号
兵庫県姫路市砥堀1222番地、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市今宿125番地
破産者　矢内食品株式会社
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４８号
茨城県那珂市瓜連1766番地３
破産者　横山　吉則
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山25番地５
破産者　伊坂幸吉こと　尹　　幸吉
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目19番27号　トラッド宮ノ陣Ｂ棟102号、前住所福岡県小郡市赤川666番地５
破産者　古賀　通子
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５９３号
奈良市平松５丁目12番７―201号
破産者　大澤　栄二
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７４号
札幌市北区あいの里２条８丁目３番45号、開始決定時の住所札幌市北区あいの里２条８丁目４番８号
破産者　塚原國比古
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
広島県福山市手城町３丁目29番７号　パナハイツ杉本102、前住所広島県福山市南手城町３丁目11番33号
破産者　平井貞燮こと　尹　　貞燮
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係